

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則

平成8年12月5日
制 定

改正（施行）平 23. 4. 1（23. 4. 1）

平 24. 4. 25（24. 4. 25）

令 2 細 4（2. 4. 1）

令 3 細 3（3. 4. 1）

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この細則は、東京学芸大学学位規程（以下「学位規程」という。）第42条の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「研究科」という。）における博士の学位（以下「学位」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 課程修了による学位

（学位論文の提出資格）

第2条 学位規程第19条により学位論文を提出することのできる者は、次の各号の1に掲げる者とする。

- (1) 研究科の第3年次に在学し、必要な研究指導を受けた上、所定の単位を修得した者又は所定の単位を修得する見込みがある者
- (2) 研究科の第2年次に在学し、必要な研究指導を受け、特に優れた研究業績を上げた上、所定の単位を修得した者又は所定の単位を修得する見込みがある者

（学位論文の提出時期）

第3条 前条各号に掲げる者が、学位を申請するときは、第4条に規定する書類を当該年次の12月10日（10月入学の者にあつては当該年次の5月10日）までに提出するものとする。

ただし、標準修業年限を超えて在学している者で、第4条に規定する書類を5月10日（10月入学の者にあつては12月10日）までに提出し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対する学位の授与は9月（10月入学の者にあつては3月）に行うものとする。

（学位論文の審査提出書類）

第4条 第2条に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を、主指導教員の承認を得て連合学校教育学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別紙様式第1号） 1部
- (2) 論文目録（別紙記入要領のとおり） 1部
- (3) 学位論文（和文又は英文） 正1・副5部
- (4) 学位論文要旨（別紙様式第2号）〔和文2000字又は英文1200語程度〕 1部
- (5) 履歴書（別紙様式第3号） 1部
- (6) その他必要と認めるもの

第3章 論文提出による学位

(学位論文の提出資格)

第5条 学位規程第20条により学位論文を提出することのできる者は、次の各号の1に掲げる者とする。

- (1) 研究科の学位論文申請資格審査（以下「資格審査」という。）に合格した者
- (2) 研究科に所定の年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
(資格審査)

第6条 前条第1号の資格審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文申請資格審査願（別紙様式第4号） 1部
- (2) 論文目録（別紙記入要領のとおり） 1部
- (3) 学位論文要旨（別紙様式第2号）〔和文2000字又は英文1200語程度〕 1部
- (4) 履歴書（別紙様式第3号） 1部
- (5) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 1部
- (6) 主指導教員資格者である教員の推薦状（以下この推薦状を作成した教員を「推薦教員」という。） 1部

2 研究科長は、前項の規定により願出があったときは、資格審査（学位論文の内容に関する予備審査を含む。）を推薦教員の所属する連合講座（次項において「当該講座」という。）に付託し、その旨を研究科委員会に報告する。

3 当該講座は、付託を受けてから速やかに資格審査を行い、その結果を研究科長に報告する。

4 研究科長は、前項の審査結果により、その学位論文の受理の可否を決定し、その旨を研究科委員会に報告する。

5 資格審査の基準は、別に定める。

(学位論文の審査提出書類)

第7条 第5条各号に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類に学位論文審査手数料（以下「手数料」という。）57,000円を添え研究科長を経て、学長に提出するものとする。ただし、研究科に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位論文を提出する者にあつては、手数料を免除する。

- (1) 学位申請書（別紙様式第1号の2） 1部
- (2) 論文目録（別紙記入要領のとおり） 1部
- (3) 学位論文（和文又は英文） 正1・副5部
- (4) 学位論文要旨（別紙様式第2号）〔和文2000字又は英文1200語程度〕 1部
- (5) 履歴書（別紙様式第3号） 1部
- (6) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 1部
- (7) 主指導教員資格者である教員の推薦状 1部
- (8) その他必要と認めるもの

第4章 審査

(審査委員会)

第8条 学位規程第23条第2項及び同条第3項の審査委員は、主査1人、副査4人以上とする。

- 2 主査は、第2条に掲げる者にあつては当該主指導教員又はこれに代わる者とし、第5条に掲げる者にあつては推薦教員とする。
- 3 副査は、本研究科所属教員のうちから主査の所属する連合講座主任が候補者を選出し、主査の所属する大学の研究科運営委員会（次項において「運営委員会」という。）の議を経て、研究科委員会で決定する。
- 4 研究科委員会は、前項の規定にかかわらず、学位論文審査のため、特に必要と認められる場合は、運営委員会の議を経て、他の大学院若しくは研究所等の教員等又は研究科の構成大学を退職後5年以内の元研究科所属教員を副査とすることができる。
- 5 審査委員会の議事進行は、主査以外の者とすることができる。

（論文発表会）

第9条 審査委員会は、学位論文の審査に当たり、公開の論文発表会を行うものとする。

（審査結果の研究科運営委員会への報告）

第10条 学位規程第26条の規定に定める報告は、学位論文の内容の要旨、学位論文審査結果の要旨（別紙様式第5号）及び最終試験結果の要旨（別紙様式第6号）又は学力確認結果の要旨（別紙様式第7号）により行うものとする。

第5章 補則

第11条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成8年12月5日から施行し、平成8年4月30日から適用する。
- 2 第5条に掲げる者の学位論文の受理は、第2条第1号の規定による最初の学位が授与された日の翌日から行うものとする。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。